

出演承諾書兼肖像権利用同意書

私(以下「出演者」という。)は、株式会社リベルケア(以下「制作主」という。)が制作する動画(音声を含み、以下同様とする。)及び画像に出演するにあたり、以下の条件を確認し、承諾する。

1 制作主
株式会社リベルケア

2 制作物
(1) サービス中に関するインタビュー動画及び画像
(2) サービスの様子を撮影した動画及び画像

3 出演承諾・媒体
出演者は、無償で、前項の制作物が以下の媒体に掲載されることを承諾する。なお、制作主は、本書の他に出演者の承諾を得ることなく、任意に制作物を制作し、使用することができる。
(1) 制作主が管理するWebサイト(<https://libercare.jp/>)
(2) 営業促進資料、研修資料、採用資料その他の制作主の業務に関連して利用される資料
(3) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、バナー広告、求人広告、パンフレット、書籍(電子書籍を含む。)、スマホアプリその他の不特定多数人の閲覧に供される媒体
(4) YouTube、X(旧Twitter)、Facebook、LINEその他の制作主が管理するアカウントを用いたソーシャルメディア

4 出演者情報の利用
出演者は、前項に定めるほか、制作主が出演者情報を利用して、制作物を自由に制作(加工、修正、改変を含む。)できることを承諾する。

5 制作物の著作権
出演者は、制作物の著作権(著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。)が制作主に帰属することを認める。

6 出演者の申告内容の確認
出演者は、制作物への出演に関し、以下の各号に定める全ての条件に該当することを保証する。なお、以下の各号の一つでも該当しないことが明らかとなった場合、制作主は、出演者の制作物への出演を取り消すことができる。
(1) 出演者が申告した出演者情報に虚偽の記載が無いこと
(2) 出演者が社会的信用の失墜をきたすような行為をとっていないこと

7 制作物の利用期間
出演者は、制作主が制作物を無期限に利用又は使用することを承諾する。

8 免責
出演者は、制作物の趣旨をよく理解し、自らの意思で制作物に出演するものであることを認める。万一、出演者が制作物に出演することによって、出演者又はその親類縁者が社会的、経済的な不利益、損害等を被った場合でも、制作主に故意又は重過失がある場合を除き、出演者は、制作主を免責し、制作主に対し金銭賠償の請求、その他一切の責任追及をしないことを承諾する。

9 禁止事項
出演者は、制作主の事前の書面による承諾なく、制作物を利用して営業行為を行ってはならない。

10 秘密保持
出演者は、制作物への出演に伴い知り得た一切の情報及び本書の内容を、厳に秘密として保持し、制作主の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

【出演者署名】

住所: _____

署名: _____ (印)

※ 出演者に法定代理人がいる場合、法定代理人の方がご署名ください。